主 文

本件異議申立を却下する。

異議申立費用は申立人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした異議申立の却下決定に対しては、さらに異議申立をすることは許されない。

よつて申立費用は、申立人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和二七年一二月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	/]\	林	俊		Ξ
裁判官	本	林寸	善善	太	郎